

例

書類の読み方

〒000-0000
広島市〇〇区
〇〇町0-0

広社協発第 号
令和 年 月 日

社協 花子 様
010211KA0000000 (E001005)

社会福祉 広島県社会福祉協議会
法人
会長 山本 一隆

(公印略)

この日時点での内容（発行基準日）

生活福祉資金（コロナ特例貸付）償還（返済）残高のお知らせについて

毎年1回、順調に返済中の方も含めてすべての借受人に残高の状況を案内しています。令和6年12月に最終償還期限を迎える緊急小口資金の償還が完了した場合の扱いは①借用書の返却は令和7年3月頃を予定しています。②過誤納金が発生した場合、総合て頂きます。③過誤納金の充当先がない場合の返金先は、振替口座または借入当時の振

**この期限までに
完済すれば、延滞
利子は発生しません。**

令和 年 月末現在

整理番号	会計 0	地区 100	年度 20	資金 KA	貸付コード (数字7ケタ)	借受人 氏名 市区町村社協 民 協	《借受人名》
貸付資金種類	緊急小口資金						
償還期間	00年 00ヶ月		(自) 令和 年 月 日	(至) 令和 年 月 日			
償還方法	月賦						
償還状況	貸付合計	延滞利子 (利率年3.00%)	償還済額	償還残額	償還残額 のうち滞納額		
(元金)	100,000	—	0	100,000	0		
(利子)	0	—	0	0	0		
(延滞利子)	—	0	0	0	0		
(合計)	100,000	0	0	0	0		
償還回数	24回	—	回	回	回		
民生委員							

借りた金額

発行基準日までに付いている延滞利子の金額（日割計算）

発行基準日までに返済した金額

残りの金額

発行基準日時点で返済の遅れている金額

貸付中の厳守事項等について

- この貸付金は、申込まれたときの計画によって使用すること。
- 期日までに定められた償還金を納めること。
- 借受人に次の事項が生じた時は、直ちに届け出ること。
 - (1)住所を変更したとき
 - (2)改名・改姓したとき
 - (3)死亡、または行方不明になったとき
 - (4)天災、火災、その他重大な災害を受けたとき
- 次の1つにあてはまるときは、貸付金の全部又は一部を返して頂くことが必要です。
 - (1)貸付金の償還が滞り、延滞利子が発生した場合
 - (2)虚偽の申請
 - (3)故意に理由なく貸付金の償還を怠ったとき
 - (4)貸付の目的を達成する見込みがないと認められるとき
- 償還期限までに貸付金を償還しなかったときは、延滞元金につき年3.00%の延滞利子を徴収します。

**令和元年度貸付の延滞利子は年利5%
令和2年度以降の貸付は年利3%**

相談窓口の社会福祉協議会

事業相談等取扱社協

〇〇区社会福祉協議会

TEL

償還金収納取扱社協

〇〇区社会福祉協議会 〇〇区社会福祉協議会

TEL 082-236-8272

債権者であり借受時に審査を行った社会福祉協議会

令和6年7月 広島市社会福祉協議会 地域福祉推進課 事業係作成

令和7年10月 広島市西区社会福祉協議会 改訂